

○平成 30 年度 6 月 和歌山県議会定例会（関連部分抜粋）

（平成 30 年 6 月 20 日）

【中拓哉議員 質問（公明党県議団）】

I R（統合型リゾート）基本構想について。「きのくに 2 1」の放送において、知事は「基本構想を事業構想にしていく」、「事業者の選定が終わったら、事業者と一緒に事業計画を作る」と説明していた。県が作った基本構想には事業構想並びに事業計画という文言記載は無く、頂いた基本構想の間違いなのか。当初発表された基本構想では、「基本構想の策定」とされていた表現が冊子では「基本構想の改訂」となっていたが、理由如何。基本構想冊子の 1 9 ページに和歌浦の風景写真が追加されているが理由如何。

【知事答弁】

I R 整備法案によりますと、国土交通大臣が示す「基本方針」を受けて、誘致自治体は「実施方針」を策定し、その後、民間事業者を公募・選定した上で「区域整備計画」を作成し、国へ申請するとされております。

先の「きのくに 2 1」で説明した用語については、議員のご指摘のとおりでありまして、実は法案提出以前から、庁内で何度も議論を重ねてきた際に使っていた表現を、ついつい思いこんでおったものですから、使ってしまった。法案は今申し上げましたような用語になっておりますので、不正確な言葉遣いをしたことを大変恥ずかしく思っております。今後は正確な用語で説明して参る所存でありまして、ご指摘に御礼を申し上げたいと思っております。

また、「基本構想の策定」については、現在募集している投資意向調査（R F I）を終え次第、再度、頂いた提案などを盛り込んだ、改訂された、いわば第二次のですね、基本構想を取りまとめる予定でございます。この作業も、改訂された基本構想の策定ではあるんですけども、基本構想の改訂といった方がよりいい言葉かなというふうに考えまして、そのようにいたしました。

次にですね、基本構想 1 9 ページについてのご指摘がありました。この基本構想は 1 回発表したやつなんですけれども、それをですね、県選出の国会議員にも説明にお伺いいたしました。直接私が浮島とも子議員のところに行ってお説明いたしましたら、浮島とも子議員からアドバイスがありまして、「絶景の宝庫」として日本遺産に認定された和歌浦湾に位置する、和歌山マリーナシティの美しい景観を具体的にお示しした方がよいというお話があったので、なるほどと思い、そのように追加させて頂いたところであります。

【中拓哉議員 質問】

5 月 1 6 日に出された和歌山弁護士会のカジノ誘致に反対する会長声明に対する所見如何。

【知事答弁】

和歌山弁護士会の会長声明については、過去から本県への I R 誘致に反対の立場を表明されているのでその一環かなというふうに認識しております。

そのうえで、I R 誘致について懸念材料があることはよくよく承知しておりまして、県としても反対されている理由を良く理解し、対応していかなければならないというふうに思っております。

しかしながら、I R 誘致について少しでも反対の意見があれば、県の将来的な成長の要因となるチャンスを失っても良いのかということそうではないだろうと思います。例えば I R の投資があり、そしてその I R ができて運用されていくと、もちろん直接的な雇用はあるし、それに対して派生的な需要がいっぱい発生してですね、それをもって多くの人が所得を得て生活ができ、人口抑制にも歯止めがかかるというような要素は否定できないことだというふうに思います。弁護士の仕事にせよ、他の県民の事業活動にせよ、地域が衰退して人口が減ってしまったらどんどん難しくなるというのは自明のことです。しかし一方、成長戦略に必要なだからと言って副作用的な弊害をないがしろにするのはもちろんいけないというわけでございます

こうしたことから、I R 誘致によりもたらされる両側面を良く考えて、弊害には必要な手当を施してそれを除去しながら、将来の和歌山県の発展のために効果的な方法に挑戦していくのが私の責務、職責かなというふうに思っております。

I R 誘致に反対される方々に対しては、引き続きこうしたことを丁寧に説明をしていかなければいけないというふうに考えているところであります。

【中拓哉議員 質問】

尾花市長が同意には市議会に議決を求めると答弁したことへの感想。誘致への意志を確かなものとするうえで、住民投票に諮るのも一案だが、見解は如何。

【知事答弁】

I R 整備法案では、県と民間事業者が共同で区域整備計画を作成する段階におきまして、立地市町村に協議するとともに、公聴会の開催やパブリックコメントの実施など住民の意見を反映する措置を講ずるよう義務づけられております。

さらに、区域整備計画を作成し、国土交通大臣に区域認定の申請を行うに当たっては、立地市町村の同意を得た後、県民の代表である県議会の議決を得るということになっております。

これらの手続きを通じて、立地市町村や住民も含めて地域における合意形成が十分図れるよう措置されているわけでございます。これだけ地域の住民の意見を聞く手法がこと細かく決められている中で、さらに住民投票の実施を行えというのはですね、私はちょっと奇異に思います。そこに定められている首長や議会がその法律に従った責任をきちんと果たすべきことで問題は解決されるので、もしそうでないと言うなら何のために首長が選ば

れて議会の議員が選ばれているのか、ということにも繋がるのではないかというふうに思います。

また、和歌山市長の答弁について付け加えさせていただきますと、法案においてはですね、立地市町村の同意について議会の議決を妨げない、とまでですね明示されております。市長が求めれば議会の議決を経る手続きをしたらいいのではないか、というようなことをわざわざ書いてあるわけでございます。尾花市長は議会の意見を聞くことが適当と判断されたものであり、私はこれは良い判断ではないかというふうに考えております。

(平成 30 年 6 月 20 日)

【山下直也議員 質問 (自由民主党県議団)】

I R 誘致にかかる本県の取組状況について。和歌山県 I R 基本構想の事業者の評価や投資意欲に関する知事の手応えについて。

【知事答弁】

議員ご発言のとおり、4 月の I R 整備法案の上程を受けまして、県では「和歌山県 I R 基本構想」を公表したところでございます。

去る 5 月 10 日、11 日には、国内外の主要な I R 関連事業者が集まり、日本への I R 導入に向けて議論を交わす国際的なフォーラム「ジャパン・ゲーミング・ कांग्रेस」というのが開かれましたが、私も昨年に引き続いて参加いたしまして、この基本構想について説明するとともに、本県の優位性を P R いたしました。

説明後に、複数の海外の I R 事業者と個別に意見交換を行ったところでございまして、今回基本構想で示したコンセプトや事業性分析、本県独自の依存症や破産リスクに対する取組などについて高い評価を頂いたと思っております。

県としては、こうした事業者の本県に対する投資意欲を具体的な形で提案して頂くために、先般「投資意向調査 (R F I)」の実施を発表し、説明会を行ったところでございますが、和歌山会場と東京会場を合わせて約 100 社の参加がございました。

提案募集は 8 月末まで実施しておりまして、その後、事業者から頂いたアイデアを加えることで、I R 基本構想を更にブラッシュアップし、最終的に国に提出する区域整備計画の策定に向けた準備をいち早く進めて行く所存でございます。

【山下直也議員 質問】

「外国人専用」の方針転換について。知事は条件付きで外国人専用の方針を転換することとしているが。具体的にどのような場合に方針転換するのか、知事の所見如何。

【知事答弁】

次に、外国人専用の方針転換についてでございます。私は以前から I R は和歌山県の発展のために、雇用やあるいは経済成長とかそういう点ではものすごく役に立つのだけど、しかし依存症その他の弊害がいっぱい出てはやっぱり問題であるというふうに人一倍思っておりますので、「実効性のある依存症対策が講じられるまでは、和歌山県民の方はご心配でしょうからカジノ施設に限っては外国人専用とする」というふうに発言をしていたところでございます。

この発言は、あるいはこの方針はですね、恐らく法案を検討していた政府に大きな影響を与えたのではないかと勝手に推測をしております。議員ご指摘のように、I R 整備法案を見ますと、マイナンバーカードを利用した入場回数制限や入場料の設定、本人・家族申告による入場制限措置、現金でないと認めない、クレジットカードの使用は不可である、

中に現金引き出し機を置いてはいかん、とかですね、そういう重層的で多段階的な規制が設けられておりました、また、家族や本人がちょっと問題だと思ったときに登録しておくそうですね、その方は入れないというような規制が設けられております。私はこれでカジノ行為に対するいわゆる依存症の防止対策は、ほぼ万全ではないかなというふうに評価しております。

しかしながら、じーっとこう考えますとですね、一回の賭け事で全財産を無くしてしまう、何度もやるのではなくて一回やるというときに全部なくなるというような破産リスクについてはまだ少し心配する余地があるのではないかと、こういうふうに思いました。

そこで、本県独自の取組として、「I Rカード」を導入し、所持する現金、これは現金を持ってこないと入れてくれないわけですが、所持する現金の範囲内で使用する額を入場の際に相談してチャージして頂くことによって、使い過ぎることを抑制頂くことを考えました。どうせ現金に限ると言ってもですね、現金を持ち運んでカジノの中を歩き回るということはあまりスマートではないし考えられませんので、実際には現金をカードに入力してもらって、それで使っていただくということになるのではないかと思います。従ってこれは別に公的規制ということでもなくても運用でできる話だと思っております。また、賭け事に熱くなっている人に休憩とか退場を促す「依存症対策専門員」の配置などを事業者に求めたりいたしまして、事業者がこれらの運営をちゃんと行っていただければ、論理的に考えて依存症や破産リスクはなくなるだろうと考えているところです。

多くの事業者にこの「I Rカード」をはじめとする県の提案が「大変良いアイデアだ」というふうに評価されていまして、「自分がやるんだったらそれを採用する」というふうに言ってくれているので、先に述べた本県独自の取組はまず実現するだろうと考えております。

事業者を選定する段階で、本県の考える依存症や破産リスクの防止に関する提案にコミットしていただけるのであれば、外国人専用である論理的な理由はないというふうに思っております。

議員のご指摘に若干の追加をいたしますと、私は外国人専用でも業者は何社か、全部でなくともですね何社か有力な業者はそういう形でも和歌山でコミットしてくれる可能性はあると思っています。外国にも外国人専用のI Rはいっぱいありますので。しかしそういう形のものは、今回出されている法の趣旨にぴったりいたしませんし、また、そういう形のカチツとしたそういう形になっているものを一カ所でも認めると、他の所への影響も考えられますので、従って私は、政府はそれは認定しないのではないかとというふうに推定しているところがございます。今の和歌山県の考え方だったら認めていただけるというふうに思います。

#### 【山下直也議員 質問】

区域認定数の上限が3となったことについて。有力な候補地である大阪と近いという地理的な問題についてどのように捉えているか。

## 【知事答弁】

次に、認定区域数の上限が、議員ご発言のとおり、もっと多くの数になっておればですね、例えば5カ所でもあれば、今真剣に構想している地域の数からしてですね、和歌山県は他の自治体と競争しなくても良いと、これは確実だというふうに思っていたのですが、法案では3カ所ですというふうに言われてしまいましたので、競争をしなければいけなくなりました。

そういった状況の中で、一部の人の間では「関西では2つは無理だろう、認定されないだろう」というような憶測があるようでございます。

そこで和歌山県ではですね、まず法案作成者をはじめ政府関係者に対しまして、近い地域に複数は認めないということはないですよと、すなわち、いわゆる地域バランスが前提になることはないですよと、というようなことを確認したうえで、法の主旨に沿った一番良い計画から選定すべきであるというふうに要望したところでありまして、そのような関係者からは「その通りだ」というふうな回答を頂いております。

こうしたことを踏まえ、民間事業者との面談の際には、「地域バランスを考慮して選定する」と法案にも規定されておりませんし、また、そのことを政府にも確認しているんですよと説明することで、民間事業者の理解が得られているわけでございます。

実は、民間事業者の意見は、純粹にビジネスの観点からいたしますと、I Rは近くにいっぱいあった方が良い、というのがですね、相乗効果から考えて、その方がビジネスに合うんだ、ということも、異口同音にすべての事業者が言っておられました。それは、ずっと事業者と議論をしておりますので、わざと私は聞きましたので、そんなふうに言っていました。考えたら論理的であるかな、という気はいたします。

県としては、政府に認定されるよう、良い区域整備計画を作成することに今後全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

(平成 30 年 6 月 21 日)

【奥村規子議員 質問 (日本共産党県議団)】

県民への説明について。刑法では(第 185 条、186 条で)賭博を禁止しているが、なぜ賭博というものが禁じられているのか、また、禁じている賭博を解禁するということ子どもたちを含め県民にどのように説明するのか。

【知事答弁】

賭博行為は国民の射幸心を助長する恐れがあるというようなことで、勝手にやっちゃいかんというのが、法律の趣旨だと思います。つまり自由に行ってはいけません。公営競技については、そういう賭け事を堂々と認めているわけですが、これは国や地方公共団体などが秩序を守って運営することや、あるいは公共政策の目的に沿った形で収益金の一部を使用できるので、これは認めましょうということを行っているわけであります。

そうした中で、IR 整備法案では IR は民設民営である、公営ではないということになっているんですけれども、規制という点では、国による厳格な規制とか、県の関与の上で運営されるものであり、また、民間事業者がカジノ収益を活用して、普通だと採算を取るのが難しいような大規模な国際会議場やあるいは集客施設などの施設を整備し運営して、その投資によって地域経済の発展にも寄与するのでこれは認めようと考えたものだと思っております。

そのように IR というのは、莫大な経済効果があり、それに伴う所得の増加により、人口減少にも歯止めがかかるというメリットはあります。

元々、私はカジノ自体、議員がご指摘のような本を元学友が書いてくれていたときなども、元々、カジノというのはヨーロッパでちゃんとした運営をされている模様なものであるから、そんなに危疑すべきものではないと思っていて、ホテルとカジノでも構わんないのじゃないかという意見がありました。ただ、国は成長戦略の一つとして捉えているようで、大規模な投資を求めると、そうでなければカジノ自体も認めないということで、IR 型になったわけで、これは地方の発展にとっては望むところであると思う次第であります。

【奥村規子議員 質問】

IR は健全な経済活動か。カジノを含む IR は健全な経済活動といえるのか。

【知事答弁】

まずは弊害が大である、と言った覚えはございません。弊害がある可能性があるのも、だからある一定のルールの下でないと認めない、勝手にやってはいけません、というふうになっているんじゃないでしょうかと申し上げたわけですが、従って、後でご説明したように、私はきちんと規制をすれば、ヨーロッパなんかでもカジノは健全なる観光のメニューになっているから、別にいいんじゃないかと思ったわけですが、そのときもちゃんと規制はしないとイケないということだろうと思います。

今、後半の方のご質問は、カジノは悪いことだ、悪いことだけれどもひよっとしたら他にたくさ

んの投資があるから悪いことでも我慢しましょう、というふうに思っているのですか、それともそんなに悪いことだと思っていないんですか、というご質問でしょうね。そのご質問にお答えすると、そんなに悪いことだとは思っていません。だけど、やっぱりちゃんとした規制をしてそれでやっていかないといけない、と持っているというのが答えだろうと思います。悪いことだったら、よっぽど他のことが良くて悪いことをやっぱり許してはいけないというのが、当たり前なことなんで、悪いことだけれどもいいことがいっぱいあるからいいことにしているね、と言われたらそれは違うと言わざるを得ないと思います。私は、もっと経済学的に言うと賭け事と言っても、その中で人々はそれに参加して効用を得ているわけですから、それにお金を使うということについて一概に間違いだとは言えないし、もし賭け事が絶対に悪だと言うんだったら公営であれ何であれ、そんなもの認めてはいけないというのが基本的な考え方だろうと思います。ただ、勝手にやっちゃいけないというのは、どうしてもいろいろな弊害が出やすい、他の行為よりも出やすいということだから、例えば主体の方に対する規制も厳しくなるし、それから利用者に対しても配慮しなきゃいけないと、そういうことが要請されるようなものだと考えております。

別に反論ではないんですけど、先ほど、「徒に国民の射幸心を助長する」、「徒に」と言ったかなというのがあります。言ったらすいません。それから、「勤労意欲をそぐ」というのは口にしてないと思います。ただ、勝手にやっちゃいかんというのはそういうことが基本にあって、例えば賭け事というのは嵌ってしまうという恐れが他の行為以上にあるということだろうと思います。従って、ちゃんと規制をやらないといけないので、勝手にやっちゃいけませんよということだろうと思います。ただ、奥村議員のように賭け事は絶対いけないんだと言っちゃうと、それは公営ギャンブルもみんないけないし、それから嵌めることは皆いけないんだと言ったら、これも大問題だと思いますけれども、スマホなんかには嵌っているような子供たちが結構いて、これは何とかせないかんと実は思っているところなんですけど、こういうものもとんでもなく悪いことだということになってしまうわけでございます。従って要は、健全なる社会生活が破壊されないように、うまくバランスをもって手当をしながら成長を目指して地域おこしを頑張っていくということが大事なんじゃないか、そんなふうには思っております。

#### 【奥村規子議員 質問】

日本人の利用を認めることについて。知事は最初は外国人専用のカジノと言いながらなぜ日本人の利用を条件付きで認めるようになったのか。和歌山市長は外国人専用としているが、見解如何。

#### 【知事答弁】

私は以前から、IRは和歌山県の発展のために雇用やあるいは経済成長とかそういう点でもものすごく役に立つんだけど、しかし一部にそういう方もいらっしゃいますけれども、賭け事に嵌るのは自己責任なんだからそんなものはほっといたらいい、という意見ではありません。いいことであるけれども依存症その他の弊害がやっぱり出てはやっぱり問題であると人一倍思っていました。そこで、国が整備法案を作っていくわけでございますけれども、やっぱり皆さん心配であろうと思って、実効性のある依存症対策が講じられるまでは心配をする必要がないように、和歌山県民、日本

人はカジノ施設だけは入ってもらったら困るとしたら、全く心配はないでしょうと発言をしていたところでございます。

もっともそれでも、とにかく反対だから反対だ、という人がいるんだとちょっと驚いた記憶もあります。今奥村議員が賭け事は絶対だめだと言っておられるようなタイプの人かもしれません。実は私の発言、あるいは方針ですね、こういうものは恐らく法案を検討していた政府に大きな影響を与えたのではないかと勝手に推測をしているわけですが、IR整備法案をみますと、ものすごく厳しい規制になりました。まずマイナンバーカード、これは反対も多かったようなんですが、それを必ず持って来い、それから入場回数制限をする、入場料も結構高い、それから本人・家族申告による入場制限措置がある、現金でないと認めない、クレジットカードの使用は不可、中には、中ってというのはカジノルームですけど、その中には、現金引き出し機を置いてはいけない、そういう大変重層的に多段階的な規制が設けられていまして、また、家族や本人が登録しておくとその方は入れないというようなことも決まっているわけですが、私はこれでカジノ行為に対するいわゆる依存症の防止対策、何度も何度も通ってとらまえられてしまうというようなことについての依存防止対策はほぼ万全ではないかなというふうに評価をしています。

しかしながら、実はじつとよく考えますと、一回の賭け事で全財産を無くしてしまうという可能性はないことはないな、現金をたくさん持ってきて、全財産持ってきてこれでやってくださいというようなことをする人がいると、一回限りだからその人が破産するリスクもあるな、それも勝手だという意見の人もいますけれども、やっぱりこういう人も救いたいと私は思っておりまして何かうまくやる余地はないかと考えました。

そこで本県独自の取組として、「IRカード」を導入して、所持する現金、これは現金を持ってこないと入れてくれないわけですが、所持する現金の範囲内で使用する額を入場の際にお客様と相談をしてチャージをして頂く、ということによって使いすぎることを抑制できるなと考えました。また、賭け事に熱くなっている人に休憩とか退場を促すような「依存症対策専門員の配置」などを事業者に求めたりいたしまして、事業者がこれらの運営をちゃんと行っているならば、論理的に考えると依存症や破産リスクはなくなるだろうと考えているところでございます。

多くの事業者に、実はこの「IRカード」のアイデアとか、これは規制でございませぬので、協力してもらわないといけません。それで、県の提案を披露したところ「大変良いアイデアだ」と皆さん評価してくださっていますので、先に述べたような本県独自の取組も含めて全部実現するだろうと考えております。

事業者を選定する段階では、本県の考える依存症や破産リスクの防止に関する提案にちゃんとコミットしていただけるのであれば、「事業者にしますよ」ということで、そうならば外国人専用である論理的な理由はないと思っております。

尾花市長も私と同じように和歌山市民の安全を一番心配しておられるんだろうと思います。たぶん同時に、和歌山市が成長するよにということを考えておられると思いますが、この2つを考えておられるのだと思います。ところが市は、このIRについてはそれをどういうふうに扱って、どういうふうに仕組んでいくかということについて何の権限もありません。全て権限は県でありまして、市は、唯一の権限は区域整備計画を国に出していいかということの同意権限だけございま

す。従って市長としては、県はそういつているのだからいいでしょうというわけには中々言いにくいだらうと思いますので、今は元のポジションであろうなと思うわけであります。とにかく市民の安全を守ろうということだらうと思います。そこで、県で今私が申し上げましたようなことを2年ぐらいかかるとは思います、きちんと形にしてこれなら大丈夫でしょうということ、市によく理解してもらいに将来行きたいと思っております、現在は心配しておられるのはごもっともではないか、そんなふうに思います。

【奥村規子議員 質問】

県民の是非の把握について。I R誘致に際して県民の是非をどのように把握しているのか。

【企画部長答弁】

議員ご質問にありました、カジノエンターテイメントに関する県民意識調査は、平成21年3月に県が実施したものでございます。それ以降県が主体となった調査は行っておりません。

今取り組むべきことは、県がI R誘致を目指す理由やI Rに関する正確な情報を県民に提供することだと考えています。そのため先般、和歌山県I R基本構想を公表し、I Rが地域にもたらす莫大な経済波及効果や雇用効果等のメリット、また一方でギャンブル依存症などのデメリットへの対策についてもわかりやすくお示したところです。

加えてシンポジウムの開催や説明会の実施、広報番組の活用等様々な機会を捉えてI Rに関する正確な情報の提供に努めておるところです。

I R整備法案では、県と民間事業者が共同で区域整備計画を作成する段階において、立地市町村に協議するとともに、公聴会の開催やパブリックコメントの実施などが義務づけられております。

さらに、区域整備計画を作成し、国土交通大臣に区域認定の申請を行うに当たっては、立地市町村の同意を得た後、県民の代表である県議会の議決を得ることになっておりまして、これらの手続きを通じまして、住民の是非と言うことが反映することが出来るというふうに考えております。

【奥村規子議員 質問】

カジノなしではI Rは成り立たないということか。カジノなしではI Rは実現出来ないのか。

【企画部長答弁】

日本型I Rは、国際会議場や展示場、宿泊施設、魅力増進施設、送客施設等に加えて収益面での原動力となるカジノ施設が、民設民営で一体的に運営されることを通じて、これまでにない国際的な競争力を有する総合的なリゾート施設を整備するものであり、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益無くして日本型I Rの実現は出来ないと、そういうふうに認識しております。

【奥村規子議員 質問】

基礎調査の結果と基本構想。昨年度、委託をした基礎調査の結果がどのような内容で、基本構想

に反映をされているのか。また、経済発展、雇用創出、観光振興への期待する効果についての根拠について。

【企画部長答弁】

基本構想を作成するにあたって、客観的な指標に基づく評価が求められる事業性分析、経済波及効果、雇用効果などの事項については、専門機関の知見が必要となるため、有限責任監査法人トーマツ社に基礎調査を委託し、その内容を反映したところです。

経済効果等の根拠についてでございますが、まず、運営等に係る経済波及効果約3,000億円につきましては、カジノ売上約1,401億円、ホテル売上約255億円、アリーナ施設売上約14億円、駐車場売上約20億円及び来場者の飲食代等の推計値約325億円をもとに、産業連関表を用いて算出しております。

次に、運営等に係る雇用創出効果約2万人は、IR内で雇用される雇用者については海外事例を参考に約5,000人、IR外での雇用者は、算出した経済波及効果をもとに需要量に対する労働量を推計し、約15,000人と算出したところです。

また、IR来場者約400万人については、トーマツ社が独自のノウハウ・知見を用いて推定を行い、試算をしたものです。

(平成 30 年 6 月 22 日)

【雑賀光夫議員 質問 (日本共産党県議団)】

I R 法案でギャンブル依存症への歯止めは。I R 整備法案ではギャンブル依存症への歯止めはどうなっているのか。

【企画部長答弁】

I R 整備法案によりますと、日本人の入場回数については「7 日で 3 回、28 日で 10 回」に制限し、入場料として「1 回あたり 6 千円」を徴収するとともに、その際の本人確認手段としてマイナンバーカードを使用するものとされております。

さらに「本人や家族からの申告による入場制限の措置」や「現金のみの利用」など、重層的で多段階的な対策が盛り込まれているところです。

【雑賀光夫議員 質問】

「県 I R 基本構想」でギャンブル依存症への歯止めは。和歌山ではもっと厳しい規制を設けるから大丈夫というが、どのようにギャンブル依存症を防ぐのか。

【企画部長答弁】

本県では、国によるギャンブル依存症対策に加え、県独自の取組といたしまして、民間事業者に対しましては、カジノ施設での使用上限額を設定して現金をチャージする「I R カードの導入」や、賭け事に熱くなっている人に休憩や退場を促す「依存症対策専門員の配置」、また、カジノ施設が非日常空間であるという心理的ハードルを設けるために、これは入場を抑止するという意味ですが、例えばジャケット着用などといった簡易な服装規程である「ドレスコードの設定」などを求めてまいります。

県といたしましては、これらの運用を行って頂ける民間事業者がいるのであれば、論理的に考えてギャンブル依存症や破産リスクはなくなるであろうと考えているところです。

【雑賀光夫議員 質問】

使える金額の上限は。基本構想では「使いすぎを防ぐ」として「I R カードをつくる」「使える金額の上限を設定」とあるが、この金額は誰が決め、どのような額になるのか。

【企画部長答弁】

「I R カード」につきましては、入場者が所持する金額の範囲内で、その日実際に使用する額を、入場の際に事業者と入場者が相談をしてチャージして頂くことによって、使い過ぎを抑制しようと、そういう考えのものです。

【雑賀光夫議員 質問】

「売上」の試算、日本人・県民の「賭け金」の試算。基本構想では、売上高、納付金、入場料な

どが試算されている。この試算はどこでやられているのか。また、ここまで試算できるなら、日本人が、あるいは和歌山県民がどれだけ売上に貢献するか試算されていると思うが、どうか。

【企画部長答弁】

I R基本構想でお示したカジノ施設の売上高等の試算につきましては、有限責任監査法人トーマツに委託して算出したものです。

カジノ施設の売上高は約1,401億円と試算しておりますが、その内訳といたしましては、日本人が約381億円、外国人が約1,020億円と見込んでおります。

なお、日本人売上高に占める和歌山県民の割合につきましては試算はしておりません。

【雑賀光夫議員 質問】

「県への納付金」の行方は。基本構想で示されている「県への納付金210億円」の行方はどうなるとお考えか。

【企画部長答弁】

I R整備法案において、カジノ事業者からの納付金につきましては、観光の振興、地域経済の振興、社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策などに、必要な経費に充てることとされており、その具体的な用途につきましては、区域整備計画において定めることとなっております。

なお、納付金は、立地市町村等その他関係地方公共団体へ交付することができますが、その場合にも、具体的な内容につきましては区域整備計画において定める、そういうふうの規定されております。

【雑賀光夫議員 質問】

「県I R基本構想」でカジノ資本の引き合いはどうか。和歌山にはどうした資本から引き合いがあるのか。国内資本もあるのか。海外資本が多いのか。

【企画部長答弁】

議員ご質問の「本県に興味を示しているカジノ運営事業者」につきましては、これまで10社以上と意見交換を行っているところです。

そのほとんどが海外の事業者ですが、国内の事業者も含まれております。

【雑賀光夫議員 質問】

外国人専用で本気で考えていたのか。カジノ資本は日本人客を狙って日本のカジノ解禁に期待している。知事は、日本人を入場させないカジノが誘致できると本気で考えていたのか。

【知事答弁】

先ほど本件に関しまして、雑賀議員から私の議会答弁に関しまして、私の人格を否定するような

発言がありましたが、その扱いを私が議会のことですからどうこうできませんので、ただいまのご質問だけにお答えいたします。

これまでの議会答弁においても、パチンコ依存症などから類推して、ギャンブル依存症を心配する県民の気持ちというのは結構あるだろうなと思ひまして、実効性のある対策が講じられるまでは、心配でしょうから、日本人についてはカジノルームに限り入場させない、という方針を示してきたところであります。

驚くべきことに、それでも反対という人も少しいて、そういう人は本当に依存症の心配をしているのか、ただ政争の道具にしているだけなのか、大変疑問に思われます。

すべてのカジノの運営業者ではございませんが、何社か有力なカジノ運営業者が外国人専用でもコミットをしてくれていました。また、海外には外国人専用のIRはたくさんあるのでございます。成功する可能性はあると思っているから、私はそういうふうに言っていた訳であります。人格を否定されては困ります。

そこで、実はそういう考えを可能とするような制度を作ってくれるように、政府にずっとお願いに行っていました。

しかし、そこは大変ネガティブな結果でした。しかし、カジノ規制は、実は私が当初考えていたよりも、予想よりもはるかに厳しいものになって、現在の法案になっています。

そこで、県独自の運営上の工夫と合わせれば、弊害は完全に除去できているので、現在はそういう方向で話をもっていこうと思っているわけであります。

なお、外国人専用のカジノとする計画は、IR整備法案の趣旨に合致しない、すなわち、IR整備法案というのは大きな投資を求めたい、だからIRにするんだ、というような考え方でございますから、多分合致しない、さらには、他への波及もあると思われるので、政府が認定してくれないだろうと、そんなふうになっているところであります。

#### 【雑賀光夫議員 質問】

海南市の意見は聞くのか。海南市の意見は聞いていただけるのか。

#### 【知事答弁】

IR整備法案では、区域整備計画の認定申請にあたり、立地市町村の同意は必要とされておりますが、隣接市町村の同意は必要とされておられません。

しかしながら、手続きを進めていく上では様々な事案が想定されますので、その際には必要に応じて隣接市町村、今、海南市というお話がありましたが、そういう関係のところにも相談をして参る所存であります。